

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。連日新型コロナウイルス感染症の報道で感染者数が日に日に予想を上回るスピードで増えてきております。くれぐれも感染対策・体調管理にはご注意ください。さて、今回は「新型コロナウイルスに伴う企業支援情報」についてご紹介いたします。

新型コロナウイルスに伴う企業支援情報

資金繰り支援

当初昨年度末までだった新型コロナウイルスの影響により資金繰りが悪化した事業者向けの日本政策金融公庫の「実質無利子・無担保融資」ですが**今年度末(令和4年3月末)まで延長**されております。

そのため、現在資金繰りの悪化により融資をご検討されている方はこの制度を是非ご確認ください。要件については変更なく以下のとおりとなります。

1. 最近1か月間の売上高または過去6か月の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している。
2. 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等、最近1か月間の売上高または過去6か月の平均売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している。
 - 1) 過去3か月の平均売上高
 - 2) 令和元年12月の売上高
 - 3) 令和元年10月から12月の平均売上高

必要書類等詳細については日本政策金融公庫のHPをご確認ください。
(日本政策金融公庫：<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid.html>)

事業復活支援金について

既にご存知の方もいらっしゃると思いますが**令和4年1月31日より事業復活支援金の受付がスタート**いたしました。

新型コロナウイルスの影響により売上高が一定の要件を満たした事業者の方に**中小法人は最大250万円、個人事業者は最大50万円**の支援金を支給する制度です。

1-1. 事業復活支援金の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。以下のポイント1、2を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となります。

給付対象について				
ポイント1	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る（具体的な影響はP.4参照）。			
ポイント2	2021年11月～2022年3月の いずれかの月の売上高 が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して 50%以上 又は 30%以上50%未満減少 した事業者			
給付額	= 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5			
基準期間	「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の いずれかの期間 (対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること)			
対象月	2021年11月～2022年3月の いずれかの月 (基準期間の同じ月と比較して売上高が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)			
給付上限額				
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

(出典・参照：事業復活支援金 (https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf))

詳しい要件や必要書類、申請の流れについては事業復活支援金HPをご確認の上、担当者へお声かけ下さいませようよろしくお願いいたします。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350